

令和7年度 議会改革推進特別委員会【オンライン委員会検討分科会】 観察報告書

1 観察日

令和7年4月17日（木）～18日（金）

2 参加委員

宮崎朋子、江口修一、こんどう副議長

3 観察先

大阪府池田市、大阪府大阪市

4 調査事項及び説明を受けた内容

月 日	観察先	調査事項	説明を受けた内容
4月17日 (木)	池田市議会	議会のハラスメント対策	条例の制定の経緯、罰則等の内容、制定の手順、ハラスメント相談窓口、利用実績等、必要な経費等
4月18日 (金)	大阪市会	議会のハラスメント対策	条例の制定の経緯、罰則等の内容、制定の手順、ハラスメント相談窓口、利用実績等、必要な経費等

5 調査報告

(1) 池田市議会

ア 取組み

構成	30代～70代の21名の議員で構成。
条例の経緯	令和2年のパワハラ事案を受けて、ハラスメント防止の理念条例を令和3年に制定。
条例の運用	ハラスメント事案は過去3年間発生なし。 相談は匿名不可で第三者機関設置はなし。 罰則規定は設けず、理念条例として運用。

イ 池田市議会からのアドバイス

条例制定は主体が重要であり、行政とも十分に話し合う必要がある。

ウ 分科会からの提言と今後の課題

- ・議会内での継続的な勉強会を通じたハラスメント理解の促進
- ・他市との事例比較を行い、理念条例の有効性を検討
- ・条例策定の過程で、市民への議会の姿勢を示す機会として活用

(2) 大阪市会

ア 取組み

大阪市会は、市議会議員及び職員に対するハラスメント防止条例を制定した。この取組みでは、大阪府議会のハラスメント対策に基づいて条例が制定され、その対象は議員、職員に限定されている。条例には罰則が含まれておらず、主として防止を目的としています。相談窓口が設置され、匿名での相談も可能ですが、調査を進めるには氏名を明かす必要がある。相談窓口には心理士ではなく、弁護士が認定を行い、弁護士費用として年間 450 万円が予算に計上されています。条例制定にあたっては、市長部局と意見交換が行われた。

イ 大阪市会からのアドバイス

大阪市会からはハラスメント防止のための議員案件を弁護士会に受けてもらう際に慎重を期するようアドバイスがあり、また、議長が事案発生の未然防止に努めることの重要性が指摘された。

ウ 分科会からの提言と今後の課題

- ・上越市議会に対しては、まず現状を理解するための議会内アンケート調査の実施を提言する。また、大阪市会のように相談窓口を設置し、相談体制を整えることは、現職やこれから議員を目指す人たちにとっても価値がある。これまで不明確だった対応手順を確立し、誹謗中傷に対する迅速で明確な対応が求められています。
- ・上越市議会においては、これまでの対応が世論の後追いであったとの認識があり、議会改革としてハラスメント防止及び発生後の対応策を明確にする必要がある。さらに、現状を把握するための調査が重要であり、相談窓口の導入によって議員の活動を支援すべきである。

